

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める 意見書

昨年 8 月に成立した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が本年 7 月 1 日に施行されることにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されるが、この制度が効果を発揮することにより、電力を利用する消費者も一緒に設備投資に必要なコストを負担して、社会全体による再生可能エネルギーの普及・拡大が実現されることが期待されている。

しかしながら、再生可能エネルギーの導入に当たっては、風力発電における送電網の増設など施設整備の強化や、メガソーラーの適地を円滑に確保するための制度改革、小水力発電導入時の手続の簡素化・迅速化などが課題として挙げられており、その促進に向けての環境整備が不十分であるとされている。

一方、平成 22 年度エネルギーに関する年次報告によると、原油や石炭などの化石資源や再生可能エネルギーを始めとする 1 次エネルギーの中で、再生可能エネルギーが占める割合がヨーロッパなどの先進地域と比較して我が国は低く、その更なる導入が急務となっている。

よって、国におかれては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性のある買取制度の実現に向けて、十分な環境整備を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 省エネや環境関連投資の促進を図る減税措置を拡充すること。
- 2 再生可能エネルギーの買取価格と期間について、設定ルールを明確にし、それらの長期的な見通しを示して制度の予見可能性を高めること。
- 3 再生可能エネルギーの発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに、進捗状況の管理のための独立機関を設置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 6 月 22 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
経済産業大臣
環境大臣